

2017年3月28日

## 『なごや市民の自転車保険』販売開始

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、一般社団法人自転車安全対策協議会（以下「自転車安全対策協議会」）と連携し、同協議会会員（以下「サイクルメンバーズ」）向け保険制度『なごや市民の自転車保険』を開発し、2017年4月6日から保険の案内を開始します。

### 1. 背景・経緯

- ・名古屋市では2017年3月に「自転車安全適正利用促進条例」が可決され、名古屋市内で自転車を利用される方は、自転車保険の加入が義務化されました。
- ・損保ジャパン日本興亜は、自転車安全対策協議会と連携し、自転車事故被害者の救済および万が一加害者となった場合の経済的負担軽減を目的としたサイクルメンバーズ向けの『なごや市民の自転車保険』を新たに開発しました。

### 2. 『なごや市民の自転車保険』の補償概要

- (1) 保険契約者：自転車安全対策協議会
- (2) 被保険者：自転車安全対策協議会のサイクルメンバーズのうち、保険制度加入を希望される方（年齢を問わずご加入が可能です）
- (3) 募集開始：2017年4月6日
- (4) 保険期間：2017年4月15日午前0時から1年間（以後、毎月1日・15日開始）
- (5) 補償内容：
  - ①賠償責任補償  
自転車の所有、使用または管理に起因した事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
  - ②傷害補償  
自転車事故（自転車搭乗中の事故または自転車に搭乗していない時の運行中の自転車との衝突等）により、被保険者が亡くなられた場合、後遺障害が生じた場合または入院された場合に保険金をお支払いします。
- (6) 加入プラン：賠償責任補償1億円のプランで年間掛金は1,180円となります。  
なお、全てのプランにおいて示談交渉サービスが付帯されています。
- (7) 加入方法：自転車安全対策協議会のホームページを通じて、インターネット上でお申込み手続きができます。また、「サイクルメンバーズ入会のご案内」に記載されている申込書（加入依頼書）を用いた書面でのお申込み手続きもできます。
- (8) 特徴：名古屋市自転車条例の施行に伴い、「加入年齢制限の撤廃」「条例に沿った自転車に限定した補償」「加入しやすい掛金水準」といった名古屋市からでていた要望を実現した制度となっています。

### 3. 今後の展開について

損保ジャパン日本興亜は、今後も自転車事故の備えとなる保険商品・サービス・情報の提供を通じて、皆さまが安全で快適に自転車を利用できる環境づくりに貢献していきます。

以上